

令和2年5月28日

「居場所」利用の保護者様

川崎市立新城小学校

校長 伊東 芳男

市立学校の「児童生徒の居場所」利用者へのお願い

市立学校では、6月1日より分散登校が開始されます。今までと同様、「低学年を中心に、やむを得ない事情で自宅にお子様を見守る方がいない家庭の児童」でわくわくプラザを利用する方、授業時間以外の午前中に同じ理由で居場所を利用する方のために、継続して居場所を設けます。今までと同様に利用する方は、文部科学省のガイドライン及び神奈川県の実施方針を踏まえ、次のケース（学校提出用紙参照）に該当する保護者の児童生徒を対象にします。学校再開をしながらの対応となりますことをご承知おきください。

つきましては、お手数をお掛けしますが、別紙「申込用紙」の内容をご確認の上、必要事項にご記入していただき、初回利用日までにご提出していただきますようお願いいたします。

（家庭保存用）

下記の表の利用予定日（AまたはB）に○をつけてください

	児童の居場所	
	A	B
6月1日（月）		
6月2日（火）		
6月3日（水）		
6月4日（木）		
6月5日（金）		
6月8日（月）		
6月9日（火）		
6月10日（水）		
6月11日（木）		
6月12日（金）		

A： 8：30～12：00（わくわくプラザを利用しない。弁当なし）

B： 8：30～13：00（わくわくプラザを利用する。弁当持参）

【利用にあたってのお願い】

- ・利用予定日に変更が出た場合は、必ず学校に連絡をお願いします。
- ・利用前の健康観察と学校で使用する「健康チェック表」の記入をお願いします。
- ・早退する場合は、お迎えをお願いします。
- ・居場所の場所は、1年生は1年1組、2年生以上は1年3組になります。
- ・出入口は各学年の昇降口になります。

【13時から引き続きわくわくプラザを利用する場合】

- ・直接わくわくプラザへ「特別利用・申出書」を提出してください。
- ・お弁当の用意をお願いします。

別紙 児童生徒の居場所利用の申込用紙（学校提出用）

_____ 学校 _____ 年 _____ 組		
児童名 _____	保護者名 _____	印 _____
緊急時の保護者連絡先① _____ ② _____		

(1) 利用する方は□にチェック又は記載してください。

「特に低学年児童など留守番をすることが難しい場合等、やむを得ない特別な事情がある」という理由かつ、次の該当する理由にチェック又は記載してください。

ひとり親家庭などにより保護者が仕事を休むことが困難

障害があることにより児童が自宅で一人で過ごすことが難しい

その他（理由をお書きください）

理由

(2) 下記の表の利用予定日（AまたはB）に○をつけてください。

	児童の居場所	
	A	B
6月1日（月）		
6月2日（火）		
6月3日（水）		
6月4日（木）		
6月5日（金）		
6月8日（月）		
6月9日（火）		
6月10日（水）		
6月11日（木）		
6月12日（金）		

A： 8：30～12：00（わくわくプラザを利用しない。弁当なし）

B： 8：30～13：00（わくわくプラザを利用する。弁当持参）